

令和3年2月1日

定期預金の中途解約利率算定方法の変更について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、定期預金の中途解約時における適用利率について、下記のとおり変更させていただくとともに、関係する預金規程を改定することいたしましたのでお知らせいたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和3年4月1日(木)

※ 改定日以降に新規預入れ及び自動継続された定期預金より、新規規程を適用させていただきます。
(改定日以前に預入れされた定期預金については、改定日以前の中途解約利率を適用します。)

2. 対象商品

期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金、変動金利定期預金

3. 改定する預金規程

① 期日指定定期預金規程、 ② 自動継続期日指定定期預金規程、 ③ 自由金利型定期預金 (M型) 規程〔単利型〕〔複利型〕、 ④ 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規程〔単利型〕〔複利型〕、 ⑤ 自由金利型定期預金 (大口定期) 規程、 ⑥ 自動継続自由金利型定期預金 (大口定期) 規程、 ⑦ 変動金利定期預金規程〔単利型〕〔複利型〕、 ⑧ 自動継続変動金利定期預金規程〔単利型〕〔複利型〕

4. 改定内容例(以下はスーパー定期預金の場合)

※ 各種預金規程の全文につきましては、令和3年4月1日に当行ホームページに掲載いたします。

新	旧
3. (利息) (1) ~ (2) (変更なし)	3. (利息) (1) ~ (2) (変更なし)
(3) この預金を第5条第1項により満期日前に全額または一部解約する場合または第5条第5項の規程により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	(3) この預金を第5条第1項により満期日前に全額または一部解約する場合または第5条第5項の規程により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
〈2021年4月1日以降に預入れされた定期預金〉 A. 預入日から解約日までの預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率	A. 預入日から解約日までの預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率

新	旧
<p>B. 預入日から解約日までの預入期間が6か月以上の場合 預入日における預入期間（預入日から解約日までの期間）に応じた<u>店頭表示利率</u>の90%</p> <p>〈2021年3月31日以前に預入れされた定期預金〉</p> <p>A. 預入日から解約日までの預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 預入日から解約日までの預入期間が6か月以上の場合 預入日における預入期間（預入日から解約日までの期間）に応じた<u>店頭表示利率</u>の90% なお、預入期間に応じた算式により計算した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。</p> <p>(4) (変更なし)</p>	<p>B. 預入日から解約日までの預入期間が6か月以上の場合 預入日における預入期間（預入日から解約日までの期間）に応じた<u>当行所定の利率</u>の90% なお、<u>預入期間</u>に応じた算式により計算した利率が解約日における<u>普通預金利率</u>を下回る場合は、<u>解約日における普通預金の利率を適用します。</u></p> <p>(4) (変更なし)</p>

ご不明な点等につきましては、とくぎんお客さま相談室にお問い合わせください。

○とくぎんお客さま相談室 フリーダイヤル：0120-87-1090
 ご利用時間 9:00～17:00（銀行休業日を除く）

以上